

住宅に係る固定資産税の減額措置

新築、耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修などが対象です



住宅を新築したり、耐震、省エネ、バリアフリーなどのために改修したりした場合、要件に該当し、申告すると固定資産税の減額を受けることが出来ます。

申告方法は制度によって異なるため、詳しくは税務課へ相談してください。

新築住宅の減額措置

住宅を新築した場合、一般の住宅は新築後3年間、3階建て以上の中高層耐火住宅は新築後5年間、長期優良住宅の認定を受けた住宅を新築した場合、一般の住宅は5年間、3階建て以上の中高層耐火住宅は7年間、居住部分のうち住宅1戸につき床面積120㎡までの固定資産税額が2分の1に減額されます。

耐震改修に伴う減額措置

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅に耐震改修工事を行うと、翌年度の固定資産税が軽減されます。居住部分120㎡までの税額が2分の1（長期優良住宅は3分の1）に減額されます。

省エネ改修に伴う減額措置

平成26年4月1日以前に建てられた住宅（床面積280㎡以下）に、省エネ改修工事を行うと、翌年度の固定資産税が軽減されます。居住部分120㎡までの税額が3分の2（長期優良住宅の場合は3分の1）に減額されます。

バリアフリー改修に伴う減額措置

新築から10年以上経過した住宅（床面積280㎡以下）をバリアフリー改修すると、翌年度の固定資産税が軽減されます。居住部分100㎡までの税額が3分の2に減額されます。

☎税務課（資産税係） 995-1809



8月10日は道の日

生活に欠かせない道路を大切に



道路は、生活に欠かせないものですが、あまりに身近なもののため、その大切さを意識することがあまりありません。

そこで、道路の意義や重要性に関心を持ってもらうために昭和61年に国土交通省が8月10日を道の日と制定しました。この日は、大正9年8月10日に日本で最初の道路整備について長期計画である第1次道路改良計画が実施されたためです。ここから、8月を道路ふれあい月間とし、道路の愛護活動や走路の正しい利用の啓発などの各種活動を推進していきます。

市では8月8日（金）の午前中、道の日に合わせて道路の清掃活動をします。



☎建設課

995-1855

道路や河川・水路はみんなのものです

個人的な物を置いていませんか？



占用とは、道路や河川、水路の上空や地下に工作物（施設）を設置し、継続的または一時的に使用することです。たとえば、新築時に民有地へ水道管を引き込む場合、河川や水路に通行用の橋を設置する場合、道路上に工事用の足場を設置する場合などは、道路占用許可申請が必要です。

工作物の種類によっては占用料が発生することがあり、許可を受けた工作物の管理は占有者が責任を持って行わなければなりません。無許可で設置された工作物や道路にはみ出した樹木などが原因で事故が発生した場合、所有者の責任が問われることがあります。

また、水路に落ち葉や枝葉を流すと詰まりや災害の原因となるため、絶対に行わないでください。

道路や水路の清掃・美化活動にご協力ください。

☎建設課 995-1855